

大切な森林を未来に引き継ぐために…

とちぎの元気な森づくり事業 候補地募集



4月から「とちぎの元気な森づくり県民税」による事業がスタートしました。市ではこの県民税を財源とし「元気な森づくり事業・森を育む人づくり事業」を実施します。

今回は、元気な森づくり事業の中で、市が主体となって実施する「明るく安全な里山林整備事業」などについてお知らせします。

明るく安全な里山林整備事業

この事業では、標高や地域を問わず、人家などの周辺にあり、将来まで守り残したい森林や通学路沿いの暗い森林などを整備します。

整備事業の内容

- ① 将来まで守り育てるとちぎの里山林整備
 - 優れた自然景観などを持つ森林を選定し、遊歩道や案内板、展望スペースなどを整備します。
- ② 通学路などの安全・安心を確保する里山林整備
 - 通学路や住宅地周辺の暗くうっそうとした森林の茂みを刈り払い、見通しをよくし、通行者の安全・安心を確保します。
- ③ 野生獣害被害軽減のための里山林整備
 - 田畑や住宅地に隣接する森林の茂みを刈り払い、野生獣が近づきにくい環境を整備します。

整備事業候補地の募集

明るく安全な里山林整備事業

業として、森林の整備を希望する方を募集します。なお、森林所有者の費用負担はありません。対象者

市内に森林を所有している方、または団体

維持管理団体の募集

整備された森林を、維持管理する団体を募集します。なお、維持管理費用は、市から4年間交付されます。対象者

森林を、適切に維持管理する意思のある、市内の自治会や地域組織などの団体

協定の締結

森林所有者と維持管理団体、市が協定を締結して事業を実施します。

※協定期間内は、森林以外への用途の変更や皆伐の禁止など一定の制限があります。

- 応募先及びくわしくは
 - 本庁農林課 ☎(21) 5172
 - 日農林課 ☎(54) 1113
 - 農林課 ☎(76) 4109
 - 足観光経済課 ☎(93) 3116
 - 栗観光経済課 ☎(97) 1133

県が実施する奥山林の整備事業

県では、荒廃の進む奥山林を再生するため、森林の間伐を推進し、水源のかん養(水を蓄え、洪水や濁水を防ぐ機能)や山地災害の防止機能など、森林の持つ公益的機能を高め、元気な森づくりを進めます。

◆間伐の対象森林
保安林で15年以上間伐がされていないスギ・ヒノキの人工林

◆間伐の方法
実施する区域を確認のうえ、不良な樹木を中心に、3本に1本程度の割合で間伐を実施

◆間伐の費用
とちぎの元気な森づくり県民税を活用
※森林所有者の費用負担はありません。

◆協定の締結
森林所有者と県が協定を結び、県が間伐による森林整備を実施
※協定期間内は、森林以外への用途の変更や皆伐の禁止など、一定の制限があります。
くわしくは
県西環境森林事務所 林業経営課 ☎(21) 1178



父子家庭への 子育て支援



父子手当

支給の対象になるのは？

離別や死別、遺棄、拘禁などで母親のいない児童や、一定の障がいのある母親をもつ児童などを監護している父親(児童扶養手当支給対象の母子家庭の母親と同じ条件にある父子家庭の父親)。

手当の支給期間は？

監護している市内在住の児童が、18歳になる年度の3月31日まで。

※ただし、児童に重度の障がいがある場合は20歳未満までです。

手当の支給要件は？

公的年金や遺族補償、生活保護を

市では、父子家庭の子育てを経済的に支援するため、父子家庭に対して児童扶養手当と同様の支給基準、支給内容で父子手当を支給します。また、母子家庭の母親に対して実施している就労支援の対象に父子家庭の父親を加え、その自立を支援する制度も開始します。

受給していないこと。

支給する手当の金額は？

○児童が1人の場合：
月額最高41,720円

○2人目の児童：
月額5,000円を加算

○3人目以降の児童：
月額3,000円ずつを加算

※ただし、受給者および同居親族などの前年の所得によっては、手当の一部または全部が支給停止となる場合があります。
支給の申請手続きは？
支給対象者(父親)が、必要書類を添えて各地域の担当窓口で申請する。

※要件に該当していても、申請しないと支給できませんので、ご注意ください。

申請受付開始日は？
平成20年7月1日(火)
支給の決定は？

世帯や所得などについて審査・認定をします。その後、月々の支給額を決定し、申請日の翌月から支給します。

申請の翌月から、12月、4月、8月の各月に前月までの分をまとめて支給します。

※この手当は、所得税や市県民税などの課税対象所得となります。

自立支援制度

制度の内容は？

○測量や土木、情報処理、医療事務など、就労に有利な資格を取得するための講座受講費用の50%を助成します(上限は20万円まで)。

○介護福祉士や保育士などの資格取得のために2年以上修学する場合、修学期間の最後の3分の1の期間

の生活費などを援助します。

※支給月額額は固定で、支給期間は最大12か月までです。

助成の対象者と助成の条件は？

父子手当を受給しているか、同様の所得水準にある父子家庭の父親で、雇用保険の受給資格に該当していないこと。

※厚生労働省の指定講座などが助成対象となりますが、いずれも事前相談が必要です。お問い合わせ下さい。

申請先及びくわしくは

- 子育て支援課 ☎(21) 5101
- 健康福祉課 ☎(54) 1110
- 健康福祉課 ☎(76) 4105
- 健康福祉課 ☎(93) 3114
- 健康福祉課 ☎(97) 1115